

長久手市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 長久手市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入に要する経費の一部を補助することにより、自転車を利用する児童生徒等及び高齢者のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けた新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
- (2) 児童生徒等 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）により記録されている者で、当該年度に満7歳以上満18歳以下となる者をいう。
- (3) 保護者 児童生徒等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒等を現に監護する者又は、児童生徒等の親族で、社会通念上、児童生徒等を保護する責任がある者をいう。
- (4) 高齢者 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）により記録されている者で、当該年度に満65歳以上となる者をいう。

(5) ヘルメット販売事業者 ヘルメットを販売する事業者をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する児童生徒等及びその保護者並びに高齢者とする。

（ただし、保護者は、児童生徒等が着用する自転車乗車用ヘルメットの購入に要する経費を負担した場合又は児童生徒等が着用するヘルメットに係る申請をする場合に限る。）

(1) 過去に愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金の適用を受けていないこと（他の自治体で、愛知県との協調による同補助金の適用を受けていないことを含む。ただし、保護者を除く。）

(2) 長久手市暴力団排除条例（平成24年長久手市条例第27号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと

(3) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと

(4) ヘルメット購入後に発生した事故等について、市が一切の責任を負わないことについて了承する者

(5) 申請内容に虚偽があったことが補助金交付後に判明した場合は、市に対して補助金を返還することについて了承すること

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、自転車を利用する児童生徒等並びに高齢者が着用する新品のヘルメットの購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、2,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、ヘルメットを着用する児童生徒等又は高齢者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した後、交付申請書兼誓約書兼実績報告書（本人申請用）（様式第1号）又は交付申請書兼誓約書兼実績報告書（保護者申請用）（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに提出しなければならない。

- (1) ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書等）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者が未成年者であるときは、当該未成年者は、前項の規定による申請をするに当たっては、保護者の同意を得なければならない。
 - 3 第1項に規定する報告書等の提出期限は、ヘルメットを購入した日の属する年度の末日とする。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、交付決定兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 申請者は、第7条の規定による補助金の額の確定通知書を受領後、速やかに請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（検査等）

第10条 市長は、申請者に対し補助金に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、助成を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部若しくはその一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 第3条及び第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。